

遺産分割手続Q & A

1 遺産の範囲について

Q 遺産分割調停の対象となる遺産はどのようなものですか。

A 原則として、不動産、動産、現金、預貯金などが対象になります。

Q その他、問題となる財産にはどのようなものがありますか。

A 一例として、次のようなものがあります。

(1) 生命保険金

相続人が、受取人に指定されている場合には、その相続人固有の財産になり、遺産にはなりません。

(2) 賃料収入

相続開始後、遺産分割までの間の賃料収入(「果実」といいます。)は、法定相続分で相続人に帰属するという判例がありますので、原則として遺産分割の対象ではありません。

(3) 葬式費用・香典

原則として遺産分割の対象ではありません。

(4) 祭祀財産(祭具・墓など)

相続とは別の基準(慣習等)で承継されるものであり、遺産分割の対象にはなりません。慣習が明らかでなく相続人間でも決められないので家庭裁判所の調停で話し合いたいという場合には、別に祭祀承継者指定の申立てが必要です。

(5) 遺産管理費用(固定資産税・家屋修理費用等)

原則として遺産分割の対象ではありません。一般的に、相続開始後の債務負担の問題として解決をはかるべきものと考えられています。

(6) 債務

相続開始と同時に法定相続分の割合に応じて相続人が負担することになり、遺産分割の対象とはなりません。

◎ 上記(2)(3)(5)(6)については、上記のとおり遺産分割の対象とはなりませんが、相続人全員の合意を条件に、調停で話し合うことができます。調停手続のなかで一緒に解決できれば、皆さんの負担も軽くなると考えられるからです。なお、債務については、相続人間で負担者を決めても、債権者の同意を得られなければ、全相続人が、債務を負担することになります。

ワンポイントチェック

よく、「相続人の〇〇が、被相続人の預貯金を隠したり、勝手に使っていたりすると思うのですが。」と主張される人がいます。

家庭裁判所の遺産分割手続において分割できる遺産は、原則として、今明らかになっており、かつ現在も存在する財産です。存在が明らかでない財産や、相続開始後、相続人の一人が費消してしまったような遺産は、分割することができません。

存在が明らかでない財産は、「まだ他に遺産がある。」と主張する人が証拠資料等を揃えて明らかにする必要があります。また、勝手に使われた遺産については、別途不当利得返還請求等の訴えを考えていただく必要があります。

いずれにしても、この点は地方裁判所などの裁判で争うことになりますが、各相続人は、自分の把握している遺産の内容や、お金の使い道を知っている限り明らかにし、他の相続人の不信感を払拭することが、解決への早道です。

2 寄与分, 特別受益について

Q 特別受益というのは, 何ですか。

A 相続人が, 生活の糧として被相続人の生前に譲り受けた不動産やまとまったお金などの多額の財産のことを特別受益と言います。

遺産分割にあたっては, 特別受益を受けた相続人は, 遺産の先渡しを受けたものとみなされて, その分が相続分から減らされることがあります。ただし, 特別受益による相続分の調整は, 当然に行われるものではなくて, その事実を証拠によって証明しなければなりません。

Q 寄与分というのは, どのようなものですか。

A たとえば, 相続人が, 何十年と被相続人の家業に無償で従事したり, 寝たきりの被相続人を自宅で介護したり, 被相続人に自分の財産を提供するなどして, 結果的に遺産の維持・増加に貢献したと認められる場合には, その相続人には「寄与分」が認められ, 法定相続分より多くの遺産を取得できることがあります。

寄与分が認められるためには, 「家族の協力・扶助を越えた特別の貢献」のあったことが必要です。また, 寄与分も特別受益の主張と同様に, 当然に認められるものではなくて, その事実を証拠によって証明しなければなりません。

3 分割方法について

Q 不動産を分割するには, どのような方法があるのですか。

A 次のような方法が考えられます。

(1) 現物分割

たとえば, 個々の不動産を個々の相続人が別々に取得するような分割方法です。

(2) 代償分割

相続人のうちの1人または数人が不動産を取得し, その他の相続人にお金(「代償金」と呼びます。)を支払う方法です。代償金の金額は, 話し合いで決めることとなります。

(3) 共有分割

不動産を複数の相続人が共有で取得する方法です。不動産を単独で取得したい人がいない場合や, 相続人全員での売却もしないというような場合に, しばらくの間共有にしておくというものです(共有分割は, 将来, 共有者間で管理・処分方法などの意見が食い違ったときに, 問題が生じる可能性はあります。)

(4) 換価分割

不動産を第三者に売却して, その代金を分割する方法です。不動産を取得したい相続人がいない場合, 取得したい人がいても, その人に代償金の支払能力がない場合などに考えられる分割方法です。相続人全員の協力によって任意で売却する方法と競売にする方法があります。

(5) 被相続人の配偶者が, 相続が開始したときに遺産である不動産に住んでいた場合, 配偶者は上記(1)から(3)によってその不動産を取得した相続人との間で, 配偶者がその不動産に無償で住み続けることのできる「配偶者居住権」という権利を話し合いにより取得することもできます(ただし, 令和2年4月1日以降に開始した相続に関する場合に限ります。)

4 調停が成立しなかったら

Q 調停で合意できなかった場合には, どうなりますか。

A まず, 合意できなかった内容が, 相続人の範囲, 遺産の範囲等, 遺産分割の前提となる問題である場合は, 訴訟によって解決していただく必要があります。この場合は, 調停又は審判を進めることができませんので, 申立人には取下げを検討していただく必要があります。

次に, 前提問題について争いがなく, 遺産の評価, 特別受益, 寄与分の存否, 分割方法等について対立があっても合意できなかった場合は, 調停は「不成立」となり, 審判という手続に自動的に移行し, 家庭裁判所が, 遺産の分割方法を定めることとなります。

審判では, 裁判官が法律に従って適正に判断します。しかし, 必ずしも相続人それぞれが期待したとおりの結果が出るとは限りません。相続人それぞれの実情に応じた良い解決をするためには, 調停でよく話し合うことが大切です(なお, 審判に対して不服のある場合には, 告知を受けた日から2週間以内に, 「即時抗告」の申立てをすることができます。)